

～こどもたちのすこやかな成長を願って～

# 児童扶養手当のしおり



阿賀野市イメージキャラクター  
「ごずっちょ」

## 阿賀野市

## 児童扶養手当とは

ひとり親家庭の児童、父または母に重度の障がいのある家庭の児童が、健やかに成長するよう、その家庭の生活の安定と自立を助ける目的で支給される手当です。

「児童」とは、18歳を迎えた後の最初の3月31日までにある人をいいます。ただし、児童の心身に一定の障がいがある場合は、20歳未満までです。

### 1 手当を受けられる人

- 児童を監護する(保護者として生活の面倒を見る)母
- 児童を監護し、かつ生計を同じくする父
- 児童を父または母に代わって養育する人

上記いずれかに該当し、かつ、対象児童が次の①～⑨のいずれかに該当する場合、手当を請求できます。

- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| ① 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童         | [ 離 婚 ]     |
| ② 父または母が死亡した児童                 | [ 死 亡 ]     |
| ③ 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童   | [ 障 がい ]    |
| ④ 父または母の生死が明らかでない児童            | [ 生 死 不 明 ] |
| ⑤ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童       | [ 遺 棄 ]     |
| ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童     | [ 保 護 命 令 ] |
| ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 | [ 拘 禁 ]     |
| ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童             | [ 未 婚 ]     |
| ⑨ その他、①～⑧に該当するか明らかでない児童        |             |

遺棄…連絡が取れず、児童の養育を放棄していること

#### ◆ 次のいずれかに該当する場合、手当を受けられません

- 手当請求者または児童が、日本国内に住所を持たないとき
- 児童が、児童福祉施設に入所していたり、里親に委託されているとき
- 児童が、父または母と生計を同じくしているとき(父または母に、政令で定める程度の障がいがある場合を除く)
- 児童が、父または母の配偶者(事実婚を含む)に養育されているとき(父または母の配偶者に、政令で定める程度の障がいがある場合を除く)

#### ◆ 公的年金等を受給している場合の併給調整について

- 児童扶養手当と障害基礎年金等を受けている場合  
児童扶養手当の額が、障害年金の子の加算部分の額(月額)を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。
- 児童扶養手当とその他の公的年金を受けている場合  
障害基礎年金等以外の公的年金(遺族年金、老齢年金、労災年金、障害厚生年金など)を受給している人は、児童扶養手当の額が公的年金の月額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

## 2 手当の支給制限

受給資格者および生計を共にする扶養義務者等(受給資格者の父母・兄弟・子など)の前年の所得が制限額以上であると、**その年度(11月～翌年10月)**の手当の一部または全部が支給停止となります。

### 所得制限額表 (令和6年11月から)

扶養親族等の数	受給資格者				扶養義務者等 (合算ではなく各々で判定)	
	全部支給の制限額		一部支給の制限額		収入(参考)	所得
	収入(参考)	所得	収入(参考)	所得		
0人	142万円	69万円	334.3万円	208万円	372.5万円	236万円
1人	190万円	107万円	385万円	246万円	420万円	274万円
2人	244.3万円	145万円	432.5万円	284万円	467.5万円	312万円
3人	298.6万円	183万円	480万円	322万円	515万円	350万円
4人	352.9万円	221万円	527.5万円	360万円	562.5万円	388万円
5人	401.3万円	259万円	575万円	398万円	610万円	426万円

※ 収入は、給与所得者を例としています。

※ 扶養親族等の数は、原則、所得税法上の扶養親族数によります。なお、受給資格者が対象児童を所得税法上の扶養親族としていない場合でも、前年12月31日時点で受給資格者が児童の生計を維持していることが確認できる時は、児童を扶養親族数に数えられます。

### 所得制限額への加算

#### 受給資格者

- 同一生計配偶者(70歳以上)、老人扶養親族……………1人につき10万円
- 16歳以上23歳未満の扶養親族……………1人につき15万円

#### 扶養義務者等

- 老人扶養親族(扶養親族が老人のみの場合、2人目から)……………1人につき6万円

### 所得の計算方法 (前年の状況を基に算定します。)

$$\text{所得} = \text{年間収入} - \text{必要経費(給与所得控除額等)} + \text{養育費の8割} - \text{下記の控除}$$

※ 障害基礎年金等を受給している場合、非課税公的年金給付等が所得に含まれます。

### 控除の種類と金額

- 一律控除(社会保険料)……………8万円
  - 給与所得または年金所得控除……………10万円
  - 障害者控除……………27万円
  - 特別障害者控除……………40万円
  - 勤労学生控除……………27万円
  - 医療費控除、雑損控除、配偶者特別控除、小規模企業共済等掛金控除は、地方税法で控除された額
  - 寡婦控除……………27万円
  - ひとり親控除……………35万円
- } 父または母の場合  
控除しない

### 3 手当額(月額)(令和8年4月分から)

対象児童数	全部支給の場合	一部支給の場合(所得に応じて算定)
1人	48,050円	48,040円～11,340円 【計算式】48,040円－(本人の所得額－全部支給制限額)×0.0264029
2人以上	上記金額に 1人あたり 11,350円 を加算	11,340円～5,680円 【計算式】11,340円－(本人の所得額－全部支給制限額)×0.0040719

※ 手当額は、消費者物価指数の変動に応じて改定されます。

※ 一部支給は、所得に応じて10円きざみとなります。

### 4 手当の請求・支給の方法

#### 請求

書類を揃えて児童福祉係の窓口にて請求します。詳しくは、お問い合わせください。

#### 支給

手当は、認定請求をした日の翌月分から支給されます。

支払は年6回で、奇数月に、前2か月分を指定口座に振り込みます。

支給日は原則11日ですが、土・日・祝日の場合は、直前の平日に支給します。

対象月	11・12月分	1・2月分	3・4月分	5・6月分	7・8月分	9・10月分
支払日	1月11日	3月11日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日

### 5 手当額の減額について

受給者が父または母の場合、手当を受けてから5年経過した人、手当の支給要件に該当してから7年経過した人は、3歳未満の児童を監護している場合を除き、手当額が2分の1になります。

ただし、次のいずれかに該当する人は、手続を行うことで、引き続き同様の手当を受給できます。

(手続が必要な時期に、市役所から関係書類を送付します。)

- 就業している
- 求職活動等の自立を図るための活動をしている
- 身体または精神に障害がある
- 負傷または疾病等により就業することが困難である
- 監護する児童または親族が、障害・負傷・疾病・要介護状態にあり、介護する必要があるため、就業することが困難である

## 6 受給資格認定後の手続について

受給資格者は、次のような届出が必要です。

届出をしないまま手当を受給すると、手当を返還していただく場合がありますので、注意してください。

現況届	受給資格者全員が対象で、毎年 8 月に提出します(書類は市から送付します。)。提出がない場合は、11 月分以降手当を受けられません。なお、2 年間提出しないと受給資格がなくなります。
額改定届・請求書	支給対象児童数に増減があったときに、提出します。
氏名・住所・支払金融機関変更届	氏名、住所、手当受給口座を変更するときに提出します。
支給停止関係届	転居により所得の高い扶養義務者と同居する・別居するなど、手当額に変更が生じるときに、提出します。
公的年金給付等受給状況届	公的年金を受給することになったり、受給できなくなったり、年金額が変更されたときに、提出します。
受給資格喪失届	受給資格がなくなったときに、提出します。

## 7 受給資格がなくなる場合

- 受給資格者が婚姻したとき(事実婚を含む)
- 受給資格者が児童を監護、養育しなくなったとき(児童福祉施設入所、里親委託、児童の婚姻を含む)
- 受給資格者または対象児童が死亡したとき
- 児童を遺棄していた父または母から連絡があったとき
- 拘禁されていた児童の父または母が出所したとき
- その他、手当の支給要件に該当しなくなったとき

Q. 入籍していないので届け出なくてもいい？

A. 婚姻には「戸籍上の婚姻関係」だけでなく、「事実上婚姻関係と同様の状態にある場合(事実婚)」を含みます。同居していなくても、頻繁に定期的な訪問があり、かつ定期的に生計費の補助を受けている場合は、事実婚と扱います。速やかに届け出てください。

## 8 資格の辞退について

今後所得が制限額を下回る見込みがないなどの理由により、手当の受給資格の継続を希望しない場合は、「資格辞退届」を提出することができます。

辞退後に、所得が制限額を下回る、制度改正により制限額が緩和されるなど、児童扶養手当の認定が改めて必要となった場合は、再度、認定請求書の提出が必要です。

(別表) 父または母の障がいとは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 1 視覚障害
    - ① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
    - ② 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
    - ③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
    - ④ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
  - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
  - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
  - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
  - 8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
  - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
  - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するもの
  - 11 傷病が治らないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
- ※ 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- ※ 「厚生労働大臣が定めるもの」：当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

問い合わせ先  
阿賀野市 民生部 こども課 こども福祉係  
〒959-2092 阿賀野市岡山町 10 番 15 号  
TEL 0250-25-7503(内線 2135)